

平成16年度第6回青森県行政改革推進委員会での委員等発言要旨

と き 平成17年2月22日(火)午後1時15分から
と ころ 青森国際ホテル 3階「孔雀の間」

出席委員 10名 内田委員、加福委員、工藤委員、今委員長、佐々木委員、佐野委員、
田中委員、中谷委員、程川委員、山本委員
欠席委員 5名 青木委員、木村委員、古川委員、大黒委員、福士委員

今委員長

昨年の12月24日に、青森県行政改革大綱が決定され、委員の皆様方にも県から送付されたところである。

この行政改革大綱に基づき、行政改革の取組事項、実施スケジュールなどを定めた青森県行政改革実施計画(案)が県から示された。

本日は、まず県側からこの実施計画(案)について説明をいただいた上で、その内容等について意見交換をし、審議を進めるので、よろしく御協力をお願いします。

進め方は、県側の説明が終わったら、10分程度の休憩を取り、再開後に皆様方からの御意見、御質問を頂戴したい。

本日、皆様のお手元に配布しているとおり、事前に事務局へ提出されている御意見が幾つかあるので、まず最初に提出委員から改めて御発言をいただいた上で、県側に回答していただき、これが一通り終わったら、提出委員からの再質問、それから他の委員からの関連質問を受けたい。

また、それ以外の新たな御質問、御意見等が各委員からあるので、その発言をいただいて意見交換を進めたい。よろしく御協力をお願いします。

それではまずはじめに、県の説明をお願いします。

特別対策局
天童局長

お手元に資料1と資料2を配布している。

資料2が青森県行政改革実施計画(案)で、全体で80ページにわたるものであり、これについては後ほど阿部室長から細部にわたって説明していただく。

私からは、資料1に基づき、全体を簡潔に御説明したい。

まず資料1、趣旨について。先ほど、委員長からもお話があったように、行政改革実施計画は行政改革大綱に基づき、行政改革の取組の実施事項、実施スケジュール等を定めるものであり、この実施計画に基づき、毎年度行政改革の取組状況を点検することが1つ。それとともに、大綱に定められた取組のほかにも、必要に応じて行政改革に取り組んで行政改革の着実な推進を図るとというのが趣旨である。

計画期間は、大綱の取組期間と同じく、平成16年度から平成20

年度までの5年間である。

3番、構成について。全体80ページあるうち、全体構成は次の3部構成という形にしている。

まずの行政改革の実実施計画ということで、実施事項の内容、実施スケジュールをセットし、その前のとして、行政改革の実実施項目及び実施事項の一覧を付けて、見やすいようにしている。

の行政改革の実実施スケジュール等一覧ということで、スケジュール的なものを含めて一目瞭然わかるような形にしている。

以上の3部構成としている。

次に(2)内容について。

まず、の追加の取組ということだが、大綱に掲げられていない取組を新たに追加して定めたものがあり、別紙で後ほど御説明する。

は、取組の内容補充ということ。大綱において、例示や趣旨を掲げた取組について、具体的な取組を定めるなど、内容を補充したものがあり、これも別紙で後ほど説明する。

は、大綱に掲げた個別の取組について、実施スケジュール等を定めている。その下に、実施事項の項目数ということで、全体表示しているが、追加の取組が18項目、内容補充が25項目、大綱に掲げた個別の取組が172項目あるので、合計215項目にのぼる。

記載内容だが、実施事項の趣旨・内容について、できるだけ分かり易く説明をしたつもりである。

として、担当課を明示している。

3つ目、実施事項に係る実施スケジュールということで、実施工程ごとにその実施年度を明示している。この実施工程に係る年度ごとの実施件数は、表にあるとおり、16年度が338件、以下、17年度365件、合計で1,367件と、かなり多い数になっている。

次に、2ページをめくっていただく。

なお、実施事項の中には、補助金を含む事務事業の見直し、組織の簡素・効率化、附属機関等の管理運営の合理化など、個々具体的な内容までは記載していないものもあるが、これらについては、毎年度当初予算の編成等を通じて取り組み、また、毎年度の取組状況の点検等を通じて具体化していくほか、実績取りまとめの段階で具体的な実績を把握するなど、着実にその推進を図ることとしている。

3ページをお願いします。

3ページの2番、追加の実実施事項ということで、まず出先機関の廃止について。

職員診療所、弘前県土整備事務所の遠部・久吉ダム管理所、同じく、目屋ダム管理所、これらを廃止することにしている。

出先機関の見直しということで、業務体制の見直しを網羅的に行う。

児童相談所、農業改良普及業務、林業改良普及業務、水産業改良普

及業務、りんご試験場、県南果樹研究センター、畜産試験場和牛改良技術センター、林業試験場、農林総合研究センター、水産総合研究センター、ふるさと食品研究センター、これらの業務体制を見直しするというにしている。農林総合研究センター総合企画室の再編ということも掲げている。

財務会計制度の諸手続の合理化について。民間技術力の活用範囲の拡大等に係る研究、検討を行っていくことも掲げている。

国直轄事業に係る内容の早期公表について。国直轄事業については、事業費の変更等について、国の方から時間的余裕がないままというか、その時の事情変更に応じて、いきなり示されることもあるのが実態である。計画的な県の財源的対応ということから、国直轄事業に係る内容の早期公表等、制度の見直しを国へ要請することになっている。

県立病院の改革について。県立つくしが丘病院に係る一般会計からの長期貸付金の返還だが、これは、外部監査で指摘されている事項でもある。

4 ページ、大綱に掲げた取組の内容補充の実施事項ということ。

いろいろとあるが、二つ目、諸手当等の見直しということで、特殊勤務手当、農林漁業改良普及手当、勤勉手当等々の見直しをしている。

ファシリティマネジメント及びアセットマネジメントの導入ということで、今までにない新たな取組を導入するということであり、事務所等の管理コストの縮減、あるいはダム維持管理コストの縮減ということに取り組むこととしている。

行政サービス等に対する適切な対価の徴収ということ。

県立自然ふれあいセンターの行事について実費徴収する、実費はいただきますという見直しをする。

白神山地ビジターセンターの映像体験ホールに係る観覧料、これはかなり立派な、アスパムにあるような360度の素晴らしい映像を見られるようなものがあるが、これについて観覧料をいただきますということ。

青森県酪農振興センターの預託料の算定方式の見直しをしたい。

漁港施設占用料等の算定方式等についても見直ししたい。

行政財産使用料、普通財産貸付料等に係る減免の見直しについて。青森空港土地使用料の減免について見直しし、青森空港着陸料の減免についても見直ししたいということ。

市町村との共同事業の実施について。県営住宅、市町村営住宅の共同管理等ということで、具体的には三沢市の市営住宅と県営住宅との共同管理に取り組むということ。

その下、公共的サービスの提供の拡大について。県立美術館の管理運営手法等の検討ということ。県立美術館、いよいよオープンに向かっていくわけだが、かなり経費的にも掛かるということであり、そう

いうことをにらみながら、県立美術館の管理運営手法等の検討をしていきたい。

5 ページ、組織の統廃合等の主な実施時期について。

そこに書いてあるように、いろんな出先機関の廃止を考えているが、これについて実施時期をきちんと明示してある。

その下の組織の統合、再編の検討とか、警察署の統廃合、交番、駐在所等の統廃合についても実施時期を明示している。公営企業についても同様である。

6 ページ、民間移譲する釜臥荘、安生園、八甲学園、なつどまり、これらについても実施時期を明示している。公社等の経営の独立民営化等についても同様である。

その他ということで、公の施設への指定管理者制度の導入ということで、これは平成18年度実施するということが明示している。

そこで、2 ページにお戻りいただき、4 番、行政改革実施計画の点検・見直しということについて。

毎年度、行政改革の取組状況を点検していくこととし、毎年度末に当該年度の取組実績を取りまとめる。その取組状況を踏まえて、行政改革実施計画の点検・見直しを行いたいと考えている。

点検・見直しに当たっては、毎年度、行政改革推進委員会に対し、行政改革の取組状況を報告し、点検・見直しについて御意見を伺った上で、行政改革推進本部において決定したいと考えている。

最後に、今後のスケジュールについて。2月23日から1か月間、2月定例県議会が開催されるので、ここでの様々な御議論等も踏まえながら、最終的には3月の下旬、25日頃に行政改革実施計画を決定できればと考えている。以上です。

行政経営推進室
阿部室長

それでは私の方からは、資料2、行政改革の実施計画（案）について御説明したい。

先ほど説明があったが、今回の実施計画（案）については、3部構成にして、できるだけ県民の皆様から御理解いただきたいということで、見やすさにある程度工夫を凝らしてみた。

まず第1部として、実施項目と実施事項の一覧、第2部が本編である行政改革の実施計画、それから実施スケジュール等の一覧。

1 ページ目をお開きいただきたい。

1 ページ目から8 ページまでが、実施項目及び実施事項の一覧ということ。先ほども御説明したが、今回、実施事項については、全部で215項目ある。この実施事項215項目の一覧と、それぞれの実施項目の担当課がどこか、それから、その実施項目について何ページに記載してあるのかということが、ここで一覧でお示ししてある。

その次、9 ページ以降が本編になる。

まず、本編の具体的な内容の説明に入る前に、大体この本編の作りが全て共通しているので、一例で御説明したい。

11ページをお開きいただきたい。11ページの一番上、農業改良普及センターの農林水産事務所単位での統合という欄がある。これについては、行政改革大綱においては、ただ単に県内に14か所ある農業改良普及センターを県内6か所の農林水産事務所単位で統合ということしか書いてない。

そこで、この実施項目について、ここに書いてあるように、具体的な説明を加えている。

農業振興施策の企画立案業務、これは従来、行政側、農林水産事務所の方でやっているわけだが、その企画立案業務と普及指導業務のより一層の連携を図り、地域農業全体の実情を踏まえた高度な普及活動を展開するため、普及センター、現在14か所あるが、これを16年度末をもって廃止し、その上で、農業改良普及センターの行っていた業務を農林水産事務所の方に統合の上、農林水産事務所の中に担当する組織を設けた上で、そこが普及指導業務を実施していくということである。

それに加えて普及関係の職員数について、交付金等の制度の改正等を踏まえて、今後見直していくことをここで謳っている。

そして、具体的に、この統合を行うに当たっての配慮事項ということで、当面の措置だが、分室的な機能が果たせるように、黒石市、三沢市、つがる市及び三戸町、この4か所に職員を配置するということもここで記載している。

これは、普及センターに限らないが、今回の行政改革に基づいて、県のいろいろな施設の廃止がある。そういった施設の廃止後の取扱いがあるわけだが、ここに書いてあるように、廃止後の庁舎については、地元自治体や地域住民の利用等を検討するというので、廃止後の活用策についても、それぞれの所で言及している。

そして、こういう実施事項についての説明なり、趣旨をきちんと書いた上で、また、必要な留意事項等も記載している。これはほかの所でも全て共通である。

その上で、その下に実施スケジュールということで、具体的な今後の実施工程を載せている。この表の左の方に、具体的な実施工程を、右の方に具体的な工程の実施年度を「 」で示している。

例えば、この場合だと、まず平成16年度に業務及び組織の見直しの検討と、関係機関及び地元住民等への説明という、まず準備段階をこういう形で踏んで行き、その上で、17年度に農業改良普及センターを統合する。そして、普及関係職員数等の段階的な見直しを17年度から20年度まで、この間、段階的に実施して行く。

そして、庁舎活用策については、16年度から20年度の間、検討

するということになるが、例えば18年度とか19年度で具体的な活用策が決定されれば、ここでは16年度から20年度ということで線を引いているが、それはその段階で決定し、終了するということになる。今の段階では、16年度から20年度までの間継続して検討していきたいということで、ここではこういう横棒の線を引いている。

基本的に、この本編は全て、今御説明したように、具体的な実施事項について、趣旨なり説明を述べ、それから具体的な実施スケジュールを実施工程という形で、それを明示し、具体的な年度を定めている。

215項目ともこういった形の作りになっている。

次に、65ページをお開きいただきたい。

64ページまでが、具体的な本編ということで、実施項目について説明している。そして65ページ以降は、ただ今御説明した具体的な実施事項215項目、それに対応した具体的な実施工程として、どういったものがあるのか、それは何年度に実施するのかという実施事項と実施スケジュールの一覧をここに全て載せている。

これを見ると、どの項目についてはどんな工程があって、それはいつやるのかということが一目で分かるように、見易さに工夫をした。

それでは、9ページに戻っていただく。

具体的な今回の実施計画の内容について、今回、新たに付け加えた事項、内容を補充した事項、さらには、これまで委員会において様々な御議論があった事項、そういったところを中心に御説明したい。

まず9ページ、組織の簡素・効率化ということ。ここに書かれてあるのは、行政改革大綱に書いてあるものを若干補充したような形で書かれており、特に、目新しい内容というものは、ここではない。

10ページ、出先機関の統合について。

まず 北農林と西農林の統合について。これも、行革大綱では単に統合するとしか書いてないが、ここにあるように、「攻めの農林水産業」の施策展開を図るため、17年度に統合する。そして、統合後の姿だが、総務、畜産、林務関係業務は鱒ヶ沢の庁舎で、農業関係については、集約して五所川原庁舎の方で実施すると。

ここも住民の利便性に配慮し、当面だが、許認可事務の窓口機能を果たせるような措置を考慮していきたいということを書いてある。

次の弘前家保と旧木造家保、今はつがる家畜保健衛生所だが、これについては、平成18年度に統合する。

そして、住民の利便性等に配慮するとともに、統合後の衛生指導等を円滑に実施するため、当面、弘前市に、場所は中南地方農林水産事務所の中に獣医師を配置して、対応したいと考えている。

また、弘前家畜保健衛生所については、街中にあるということもあり、建物を解体した上で、整地後売却したいと考えている。

の普及センターは、先ほど御説明したとおり。

、五所川原県土整備事務所及び鱒ヶ沢県土整備事務所についても、平成18年度に統合したいと考えている。統合後は、業務を五所川原の県土整備事務所の方に集約したい。

ただ、住民の利便性等に配慮して、当面、鱒ヶ沢庁舎の方において、許認可事務等の窓口機能を果たせるような措置を考慮していきたい。

それから、鱒ヶ沢庁舎の方には、河川、道路等の公共施設の管理パトロールのための要員を配置したいと考えている。

それから、工、出先機関の廃止について。

西北地方福祉事務所鱒ヶ沢支所と五所川原保健所鱒ヶ沢支所については、平成17年度末をもって廃止する。そして、今後、廃止後の庁舎について地元自治体、地域住民の利用等を検討していきたいと考えている。

次、12ページ、上十三保健所三沢庁舎だが、こちらの方も17年度末をもって廃止する。そして、廃止後の住民の利便性等に配慮し、当面、各種の保健等の相談業務等については、定期的な相談日を三沢の方で設けるといった措置を講じていきたい。

廃止後の庁舎については、地元自治体、地元住民の利用等を検討していきたい。

農林総合研究センター砂丘研究部。こちらについては、19年度末をもって廃止する。それから、砂丘試験地の栽培管理業務とか、現在、「冬の農業」関連の研究を行っているわけだが、その施設の維持管理業務については、必要に応じて民間委託等に切り替えていきたい。

その次、これは、今回は、新たに記載したわけだが、職員診療所の廃止について。職員診療所については、利用人員が減少してきている。それから、医師確保がなかなか困難であるということで、当初は週5日、月曜日から金曜日までやっていたが、今は月・水・金ということで、段々業務を縮小しており、この診療所については、今年度末をもって廃止する。そして廃止後の定期健康診断業務については、民間委託を考えている。

その次、の弘前県土整備事務所のダム管理事務所の廃止、これも今回、新しく記載した。

弘前県土事務所の遠部・久吉ダム管理所、目屋ダム管理所については、それぞれ16年度末、19年度に廃止したいと考えている。

廃止後は、本所の方で巡回して対応していきたい。

14ページの、青森県農林総合研究センターの業務運営に対する見直し、これも今回、新たに加えたものである。

農林総合研究センターについては、試験研究の企画・立案、調整、進行管理の業務運営をより効率的かつ効果的に行うため、16年度末をもって、現在、青森市の県の北棟にある普及指導室を廃止し、17年度に本所にある総合企画室及び経営研究室を統合して、企画経営室

とするとともに、これを現場である黒石の方に移転したい。

そのほか、下部機関のグリーンバイオセンターとか、畑作園芸試験場等について、いろんな業務運営体制の見直し検討を行っていききたい。

その他、農林総合研究センターは、農林、畜産、果樹等、幅広い研究をやっている所だが、それぞれについて、業務運営体制の見直しを図っていききたいと考えている。

次に、15ページの(3)警察署・交番・駐在所の統廃合について。

これについては、「交番・駐在所再編プラン」に基づいて、16年度から20年度までの間に、現在、215施設ある交番・駐在所のうち、68施設を隣接施設、若しくは新設交番に統合し、廃止していききたい。

ただ、統廃合後も隣接交番等において、パトロール及び巡回連絡を実施するほか、パトカーによる警戒活動を強化するなど、県民の安全・安心の確保にはきちんと努めて参りたいと考えている。

18ページは、職員数の適正化について。一般行政部門から教育部門、教職員、警察部門等について、ここに書いてあるように、大綱では総数しか明示していなかったが、具体的に、例えば、一般行政部門であれば800名削減だが、各年度別の削減数、これを明らかにしている。それは教育部門も同じである。

それから、教職員の人員の見直しについては、大綱では具体的な人員は書いていなかったが、これについては、今後、5年間で具体的にどうなるのかと。ただこちらは、「県立高等学校教育改革第2次実施計画」に基づき、法律に基づいて配置される教職員の数は自動的に決まってくるので、それに基づいた数値をここに記載している。

職員数の適正化については、今言ったように、各年度の削減数を実施計画の中で明らかにしたということである。

次に20ページ、早期退職制度の導入について。

対象となる年齢が、現在は満50歳以上だが、これを満40歳以上ということで、10歳引き下げている。

退職手当の割増率については、現在、50歳の場合で最大20%になるが、これを最大40%までに引き上げるということで、今後早期退職制度を実施して参りたい。

21ページは、職員給与の適正化ということ。

これについては、大綱にも趣旨等を記載しているが、その内容を一部補充させていただいた。

まず(1)の給与制度の見直しについては、ここで退職時特別昇給を廃止するというを具体的に書かせていただいた。

また、大綱では、教職員の給与について特に言及していなかったが、教職員についても、国の地方公務員制度改革、中央教育審議会の答申等を踏まえ、17年度末までに教職員の評価のあり方、評価結果の活用方法等について検討するとともに、その検討結果を踏まえ、評価が

反映される給与制度について導入を図っていききたいということを明記している。

その下の(2)諸手当等の見直しということで、大綱では諸手当等について社会経済情勢の変化等を踏まえて、適切な見直しを行うということだったが、ここで具体的な内容について記載している。

まず特殊勤務手当については、16年度以降、20年度まで見直し検討を行って、具体的にここに書いてある「と畜等検査手当」「機械金属等試験作業手当」等については16年度末をもって廃止する。

それから、支給範囲の見直しを「県税事務手当」以降、ここに書いてある手当について見直しを17年度に実施する。

支給額の見直しについても、「病虫害防除手当」「家畜診療手当」等について、17年度に見直しをする。

そして18年度以降も毎年度見直しがないのか、それを具体的に検討して参りたいと思っている。

農林漁業改良普及手当については、来年度から手当水準の見直しをする。

勤勉手当については、能力・業績評価の実施を18年度にやって、それを成績率へ19年度以降反映していききたい。

管理職手当については、支給対象の見直しを18年度に実施したい。

いろんな手当について、このスケジュールに基づき、今後、具体的に検討していく。

23ページ、4の事務処理の効率化の(1)総務事務センターの設置について。

総務事務センターについては、来年度予算で認められたので、19年度に設置することで、今後、具体的な作業を進めていきたい。

26ページのカ、国直轄事業に係る内容の早期公表等。

先ほど局長からも説明があったが、これを今回、新規に載せた。

国直轄事業に係る負担金については、国からの情報提供が遅いため、県の方で過年度精算負担金が生じた場合に、本来は起債充当できるのだが、それが結果的に遅くなって、起債を充当ができないということで、一般財源で対応している。起債充当ができれば、その分、県財政の負担が軽減できるということで、できるだけ国の方に早期に公表していただくよう、要請していききたいと考えている。

27ページ、5-(1)-ア、コスト構造改革プログラムの策定ということで、ここでは具体的に数値目標として、平成20年度において、平成14年度と比較して、15%の総合コスト縮減率の達成に努めたい。

次に(2)施設の維持管理コストの縮減と県有資産の総合的な利活用について。

ファシリティマネジメントについても、16年度から導入推進期間

ということで検討を進めているが、18年度において、建物の維持管理業務に係る委託費については、15年度と比較して15%の削減に努めたいということで、ここも具体的な数値目標を掲げている。

28ページの 公共施設の管理運営の改善等。公共施設の管理事務所等の維持管理コストの縮減、ダムの維持管理コストの縮減、河川情報基盤維持管理コストの縮減を図るということ、今回、ここで補充している。

31ページのイ、県税の徴収率の向上等ということで、県税の徴収率の向上等を図るために、自動車税の納期限に対応して6月の最終土曜日、日曜日に県税事務所の納税窓口を開設する。

それから、平日の納税窓口の開所時間の延長を行う、等々の取組をここで具体的に記載させていただいた。

次に32ページ。32ページも記載事項の補充ということで、使用料、手数料について、今回新たに営農大学校の授業料の徴収、職業能力開発校の授業料の徴収、自然ふれあいセンターの行事に係る実費徴収、ビジターセンターの映像体験ホールに係る観覧料等の徴収、等々については、大綱に一部載せているものもあるが、今回、新たに幾つかをここで徴収するということで明記させていただいた。

33ページ、行政財産の使用料、普通財産貸付料等に係る減免の見直しという所でも、今回新たに、青森空港の土地使用料の減免の見直しを、空港着陸料については、今後の高カテゴリー化を見通して、減免の見直しをしたいということ、今回補充させていただいた。

37ページは、行政サービス提供施設等の再編と運営体制の見直しということで、ここは委員の方からも御議論いただいたところである。

まず社会福祉研修所については、17年度末をもって廃止するが、社会福祉研修所の行っていた業務は、今後、県立保健大学健康科学教育センターで実施するということで考えている。

県立母子福祉センターについては、17年度末をもって廃止するが、事業の実施を民間団体に委託するということで、16年、17年度の間に委託等を具体的に検討していきたい。

県立海洋学院については、18年度末をもって廃止するが、県立海洋学院で実施している水産業に関する技術習得や、資格取得などに関する研修については、継続実施等について今後検討して参りたいことを付け加えさせていただいている。

青森県青年の家及び県立下北少年自然の家について。

青年の家については、平成17年度末、下北少年自然の家については、平成19年度末をもって廃止することになっているが、廃止に当たっては、施設へ依存しない自然体験活動のプログラム開発を行い、そのモデル事業を実施するとともに、廃止後の施設については、地元自治体、民間団体等による活用策を検討するということで、施設は無く

なるが、それに代わる新たなプログラム開発等を開発していきたいと考えている。

農業関係教育施設の見直しについて。

現在、2か所に設置している農業関係教育施設、農業大学校と営農大学校については、このうち、農業大学校は平成20年度末をもって廃止する。営農大学校については、高度営農者養成等のための機能の強化を図り、機能の強化後は応分の受益者負担ということで、先ほども申し上げたが、授業料等の徴収を検討したいと考えている。

農業大学校の廃止後の施設については、地元の自治体、民間団体などによる活用策を検討していきたい。

39ページの(9)県立病院の改革について。県立病院については、現在、「県立病院改革プラン」を策定して、県立病院の担うべき医療機能や経営体制の抜本的な見直し方法を定め、具体的な行動計画として今後アクションプランを策定し、改革を実施していきたい。

先ほどもお話にあったが、県立つくしが丘病院に係る一般会計からの長期貸付金があるわけだが、これについては、今後の経営状況等を勘案しつつ、できるだけ早期の返還を行っていただきたいということで、ここに記載している。

41ページ、(1)の市町村への事務権限の移譲について。

住民に身近な事務は、できるだけ住民に身近な市町村が主体的に完結して行うことが望ましいという観点から、市町村合併進展後における県と市町村との適切な役割分担を踏まえた事務権限移譲推進計画、これは平成18年度から22年度までの計画だが、これを策定するとともに、市町村との密接な連携のもと、事務権限移譲の実施に係る具体的な年次計画を策定して、事務権限の移譲を推進していきたいと考えている。

具体的な事務権限移譲の実施は、18年度以降順次行っていきたい。

(2)市町村との共同事業の実施について。

先ほども説明があったが、県と市町村の一層の連携を図るという観点から、そのモデルケースということで、県営住宅と三沢市の市営住宅、こちらの共同管理について実施して参りたいと考えている。桜町団地という所でやっていきたいと思っている。

43ページ、民間移譲の関係について。

釜臥荘については、平成17年度に民間移譲をしたい。

安生園、八甲学園、なつどまりについては、16年から18年度までの間に、職員配置、給与水準、老朽化した施設整備への対応の検討などを行った上で、19年度に民間移譲を実施するという考えで考えている。

43ページの一番下(3)指定管理者制度の導入について。

指定管理者制度については、次の44ページから49ページの浅虫

水族館まで、ここが全部指定管理者制度の導入の記載になっている。

指定管理者制度の導入のスケジュールについては、基本的に同一パターンであるので、44ページの三沢航空科学館で説明したい。基本的には、ほかの施設も全く同じパターンである。

指定管理者制度については、まず、今年度、制度導入に係る検討・関係団体等への説明。今の2月議会に関係する条例を提案し、管理基準等の整備を行った上で、17年度に具体的な指定管理者の募集、選定、具体的な指定の手続きを行いたいと考えている。その上で、平成18年度から導入したい。

一部、次の自然ふれあいセンターについては、指定管理者制度の導入もそうだが、地元自治体への無償譲渡も検討しているので、そちらの方を踏まえて対処したいと思っている。

基本的に、今年度準備、来年度具体的な募集、そして18年度導入ということで、各施設共通で書いてある。

51ページ、地方独立行政法人への移行ということで、(1)の試験研究施設、(2)の県立保健大学については、19年度までいろいろな検討を行った上で、20年度に独法化へ移行ということで、スケジュールを定めている。

52ページ、公社等の改革について。

まず住宅供給公社、これについては大綱でも20年度を目途に廃止ということを明記している。

沿岸漁業振興協会は18年度末をもって廃止する。

すこやか福祉事業団については、16年度から18年度まで検討した上で、19年度に独立民営化を行う。

栽培漁業振興協会については、経営の自立・独立化について、19年度を目途にやっていく。

建設技術センターについては、18年度の独立民営化に向けて、16年度、17年度に体制の見直し、県派遣職員の引揚げ等を実施して参りたい。

青い森みらい創造財団については、先ほど説明した指定管理者制度の導入を踏まえて、その役割と業務運営体制の見直し、これは廃止も含めて16年度、17年度で検討して、18年度に抜本的な見直しを行うということで明記している。

57ページの下の方、行政手続の電子化の について。こちらについては行革大綱に趣旨等を記載していたが、具体的な内容を補充させていただいた。

県税の電子申告等ということで、法人県民税及び法人事業税の電子申告など、県税の手続の電子化を進めていく。そして、国や地方の複数の行政機関にまたがる自動車保有関係の各種の手続をオンラインで一括して行うことができる、ワンストップサービスシステムというも

のを導入していきたい。

次のページに具体的なスケジュールということで、16年度、17年度にシステム開発などをして、18年度にシステム等を開発、自動車税関係については、19年度にワンストップサービスシステムへの接続を予定している。

62ページ、委員会の方からも、行革を進めて行くに当たっては、職員の意識改革等が大切だという御意見がいろいろあったわけである。

具体的な意識改革等の方策として、まず、62ページの(1)のア、職員の採用試験制度の見直しということで、職員採用試験の年齢の引上げを検討して、18年度にその検討結果に基づいた職員募集を実施していきたい。

採用試験職種の統合について、来年度以降、統合後の職種での採用試験を実施していきたい。

外部人材の活用のための環境整備ということで、任期付きの採用制度について、16、17年度で見直しを検討し、18年度に任期付採用制度の拡充を行っていきたくと考えている。

また、人材の育成については、新たな人材育成方針の検討を今年度行い、来年度それに基づいて、新たな人材育成方針の策定を検討している。

自治研修所における職員研修についても、今後、見直しし、包括的な民間委託を18年度に実施したいと考えている。

63ページ、人事評価については、現在、目標管理型の人事評価制度を16、17年度の2か年間で試行して、18年度から本格的な実施をしたいと考えている。

また、希望降任制度の導入に向けて、今後、16、17の2か年間で検討を進めて参りたい。

最後に64ページ、成果重視意識の徹底ということで、今言ったような目標管理型の人事評価というものを、今後18年度に取り入れて、それに基づいて、今後はスピーディな業務展開を図って参りたいと考えている。内容については、以上です。

今委員長

どうもありがとうございました。

大綱の審議の時に、全面的だということは分かっていたが、このように実施の形で表れると、本当に全面的だということがよく分かる。

ここで、10分間ほど休憩を取り、再開後にただ今説明があった内容について意見交換をしたいと思うのでよろしく願います。

(休憩)

今委員長

事務局へ提出されている御意見等が幾つかあるので、これについて、

提出委員から改めて御発言をいただいて、その上で県側に回答をしていただく。

それでは、最初に、田中委員、お願いします。

田中委員

この行政改革実施計画を見て、まず、大変精密で、本当に感心した。そして、これを読み切るまでに2、3日もかかっていたわけだが、ずっと読んでいるうちに、原点に帰って考える必要がないだろうかということを自分なりに考えた。

あくまでも県民の立場から、これは県民広報の2月号でしたか、それにもあるように、何のための行政改革なのかな、ということをもう一回原点から考えなおさなければ、余りにも精密で細かいので、その原点を見失うという危険性がないかということのを思い、質問させていただいた。

質問するのも、あるいは意見を出すのが私達の仕事、役割なので、その役割を果たすべく、まず質問させていただく。

この県民広報にあるように、財政再建団体転落の危機を防ぐというのが、当初の目標であった。財政基盤を確立したい。これは大変厳しいということは、今回の県の予算案を新聞等で拝見しても、よく分かる。それでも、財政再建団体への転落を回避するというのが、この行政改革の目的であったわけである。

第3回の委員会では、大まかな所、例えば、県行政全般にわたる見直しとして、平成16年度から20年度まで、319億円くらい、残り412億の財源が不足しているが、各年度ごとに見直して削減するんだというようなことは説明を受けた。

だが、これを見て、何年度に何を実施する、何年度に人員を何人削減する、どういう設備を無くするといったようなことは、非常に細かく出て感心させられるが、そのことによって、どのくらい経費が削減されるのか。評価は非常に面倒なことは確かだが、それをきちんと出さないと、目的に向かって進んでいけないのではないかと思う。

だから、平成16年度から平成20年度まで、予定の改革を実施する中で、毎年度ごと、どのくらいの経費削減が見込まれるのであろうかと。これを大雑把でも、具体的な数字で示してもらわないと、行政改革の意味がないのではないかと思われた。

そこで、それが目に見えた形にならないと、そういうものがどうも今回の計画の中には出ていないのではないかということである。

これは大変難しい、数字で示すのは難しいことではあるが、それをやらないと、改革が目に見えたものにならない。もし示すことができるのであれば、示していただきたい。示すことができないのであれば、その方向に向かって検討をしていただきたい。これが第1点。

同じことだが、教育関係の予算が非常に多い。項目別の支出では、

歳出の21%が教育関係の予算で、約1,613億円である。県の来年度の予算を見ても、やはり21%で、1,580億円くらいの予算で、やはりほかの項目に比べて、圧倒的に多い。

教育改革については、何処の学校を廃止するとか、そういうことが出されて、いろんな住民の反対意見など新聞等に出ているわけだが、仮にそれを実施したとする場合に、やはり毎年度ごと、20年までにどのくらいの経費削減が見込まれるのであろうかと。こういう具体的な数字で示していただかないと、効果が目に見えたものにならないと思う。

あまりにも、実施計画が、精密な所は非常に良いわけだが、何のためにやるのかな、ということを考えると、やはり原点に戻って見なければいけない。

それは具体的な数字として、毎年、今年はこのくらい減らせました、という形でやっていかないといけないと思った。特に、教育関係も含めて1点というか、2点、2つの質問といってもいいが、それについての考えをお聞きしたいと思う。

行政経営推進室
阿部室長

ただ今の御質問、2点あるが、どちらも効果額ということであるので、私から一括して御説明させていただく。

行政改革大綱の改定一次素案の際にお示ししたと思うが、今回の行財政の大改革による効果額については、平成16年度の地方交付税等算定結果による歳入置換額を含めて、17年度から20年度までの見込み額が415億円であるということでお示した。

この各年度ごとの見直し効果額については、現在、実は来年度の当初予算の編成作業、これが今終わったばかりであるということや、それから、実施事項の中には、全庁に関わるもの、若しくは複数の部局にまたがるもの、そういったものがあるので、各年度ごとの見直し効果額等を具体的に、415億がどうなったのかということ、今の段階で具体的な額をお示しすることは困難な状況にあるということ、委員の皆様には御理解いただきたいと思う。

今委員長

また、いろいろ御意見があるかと思うが後ほどいただきたいと思う。次に、程川委員、お願いします。

程川委員

短時間の中で、委員の役割として、県民の目線ということで書き記した。その上で、本日、最初に御説明いただいた内容の部分で理解し得る部分が沢山あったことをまずもって発言させていただく。

その中で、5項目挙げさせていただいたので、端的に申し述べさせていただきます。

まず、本庁組織の見直しについてだが、毎年度、機動的に見直しを

行うという文言があるが、行政改革に関わるここ数年は、厳しい状況である。また、天童局長の決意を感じて、よりスピーディーに改革的な行動をしなければならないと感じており、その上で、御質問をさせていただいた。

各3つの担当課のリーダーの方々が決意をもって、県民のために意思表示をしていただければ、県民も本当に安心をするという部分で、その必要を感じ、動く体制というのは、そういうことで御質問をさせていただいた。

1番と5番が大きく捉えたものである。2番、3番、4番が細かい所になっているので、5番目の諸手当の見直しという所で意見を述べさせていただきたい。

県民の生活水準に対してかけ離れているものを見直していただくということは理解できる。その他に関しても、一年ごとに評価して、見直していくべきだということでもあるが、この本質には、今、マスコミで捉えられている大阪、いろんな所でこのことが取り上げられている。県民の目もそちらの方に興味がいっているところであり、そういう場合には、スピーディーな対応をし、よりよい方向にしていくべきだと思い、毎年、毎年、県民の水準に合わせたもの以外に不合理なもの、また不適当なものはスピーディーに直していくべきだということで書かせていただいた。

次2番目、警察部門の職員数適正化について。これについては、一般職の部分で399名、そして適正化目標6名ということだが、この6名が適当だというふうにも理解できるが、やはりより県民に分かり易い説明をと思い、質問をさせていただいた。6名という数字が適当なのか、多いのか少ないのか分からなかった。

続いて、予算執行等の効率化について御質問をさせていただいた。

物品の購入及び使用の効率化についてである。よりよい方向だと思うし、各企業でもこういった方向で物事を捉え、インターネットで購入する、入札で購入をするが、実情、現場では物品の購入に制限が出て、非効率な面も出ているということを知っている。

大枠では、大きな買い物というか、大量に買うときには、それは適当かと思うが、細かな、柔軟な対応する場合には、違う方策もとっておき、現場がスムーズに動くような施策というか、補う策も御検討いただきたいということで、細かい所になったが書かせていただいた。

最後に、自動車税について。国からの方策なのか分からないが、税を納める上で、時間延長によりどれだけの方々が納税に来ていただけるか。そちらを優先するべきか、あるいは納税をスムーズに行うことを優先するべきかというふうに、個人で、私が考えた場合には、時間延長もやることはあるが、それに頼らず違う方策をするべきだと思った。コストが掛かるという面ではなく、今、県民の皆様はどんな納税

人事課
大塚課長

方法がスムーズに考えられるかというところを捉えてみた場合には、合理的になるのではないかとということで書かせていただいた。

この5つを質問とさせていただいた。以上です。

人事課からは、組織の関係と給与の関係についてお答え申し上げます。まず、1点目の組織、機動的というお話について。

前提から申し上げますと、組織の見直しについては、時々行政事情に基づいて、各部局で検討する。その結果を踏まえて、人事課で検討し、全庁的な形で検討し、それで条例に係るものについては、議会に提案し、議会の議決を経て決定されるというシステムになる。そういう前提でお答えを申し上げます。

県の行政組織、特に本庁については、その時々社会経済情勢の変化等を踏まえ、限られた行政資源の最適な分配が図られるよう留意することが重要と考え、青森県行政改革実施計画(案)においては、毎年度、機動的に組織の見直しを行うこととしたところである。

その実施に当たっては、これも昨年12月に県の今後の指針となる「生活創造推進プラン」が策定されているが、そのプランの進捗状況や県議会における議論、各事業所管部局との協議等を通じて、行政需要の的確な把握や現状における課題認識に努め、それに対応する組織体制を精査し、毎年度所要の見直しを実施することとしている。

端的に申し上げますと、16年度に「攻めの農林水産業」ということで、総合販売戦略課をつくっている。これは、商工部門、農業部門のそれぞれの分野で販売戦略をやっていたが、それを統合した形でそういう組織体を16年度につくっている。

また、今年度10月には、海外経済交流のためのプロジェクトチームをつくり、大連市との経済交流を図るための組織体、いろいろその時々需要に応じて、組織体をつくっている。端的に申し上げますとそういう例がある。

次に職員の給与の適正化の関係について。

給与については、全て条例主義、条例で全て定められている。給与については、人事委員会の勧告制度がある。この勧告制度に基づいて、国、他の都道府県の状況、さらには社会経済情勢の変化、加えて県の厳しい財政状況等を勘案して、従前から適切に取り組んできたところである。

今回、大幅な見直しをする特殊勤務手当については、従前から手当の必要性を点検し随時見直しを行ってきたところであるが、平成11年度に初めて全面的な特殊勤務手当の見直しを行い、それ以降、5年ごとに見直しを行うことになっており、今年度は5年の年に当たり、全般的な見直しを行ったところである。

今後、職務の特殊性の点検等を継続して行い、随時必要な見直しを

警察本部企画課
越川企画調査官

行っていきたい。

その他、特殊勤務手当以外の諸手当、旅費、給与制度についても、国や他県の状況、国の公務員制度改革の動向、社会経済情勢の変化等を踏まえながら、今後必要な見直しを行って参りたい。

6名という数が多いのか少ないのかの判断は県警本部としてはできかねるが、ただ、昨今、非常に犯罪情勢が厳しい状況にあることに加えて、本県の警察官の実情を見ると、全国で人口の負担率が7位ということで非常に高い水準にある。その中で、これに対応すべく徹底した合理化をする中で、なおかつ従来、警察官が担当しているような被害者対策とか、あるいは鑑識、企画政策部門、犯罪分析、そういう方面にも一般職員を転用して、一線に、できるだけ警察官を多く配置しようということ、今現在取り組んでいる最中である。

そういう中で、一般職員を削減するということは、非常に県警察本部としては厳しいが、この度の行政改革大綱では、これまで以上にさらに職員全体の業務負担のシフト、平準化を図るなどして、最大限の改善努力をして、一般職員を段階的に6名削減することとしたところである。

非常に厳しい状況の中での6名ということをお断りしたい。

行政経営推進室
阿部室長

予算執行等の効率化の関係についてお答えする。

今回、予算執行の効率化の一貫で、物品の購入、使用の効率化を図るということで、書かせていただいた。

これは、従来は、非常に組織が大きく、人数も多いし、課の数も非常に多いといった中で、本庁の各課とか、各出先機関で、いろんな物品購入等、例えばパソコン、文房具等、複写サービスとか、そういったものを各課がばらばらでやっていたが、そういった個別部署において共通的に必要なものについては、個別の部署ごとに発注などを行わないで、統一かつ一括処理する、そういったことによって、発注単価の低減、コスト削減が図られる。それから、いろんな方々がその発注事務に携わっているが、それを集中化することによって、事務処理の効率化も図られるだろうということで、今回、こういったことを進めたいと書かせていただいた。

ただ、そういう各部署で共通的に使うもの以外に、各課が個別に特殊なもので使うといったものは、当然あるわけで、そういったものについては、それぞれ個別の部署において、適宜購入するというので行っていきたい。

税務課
柿崎税務指導監

自動車税関係の窓口の開設、時間延長等について回答する。

まず、行政改革実施計画（案）においては、県税の徴収率の向上を

図るという観点から、自動車税の納期限が到来する6月の最終土曜日、それから日曜日に県税事務所の納税窓口を開設し、また、6月の最終週において、県税事務所の平日の納税窓口の時間延長を行うこととしている。

この納税窓口の開設等に係る効果としては、来庁者数や、納付額について、実は平成16年11月7日、14日の各日曜日に県税事務所の納税窓口を開設し、また、8日から12日までの5日間に、納税窓口の時間延長を実施したところである。

その結果、来庁された方が、述べ146名、納付された額が約270万円、そのほか、納付約束等が約200万円あったところである。

今回は、自動車税の納期である6月に納税窓口の開設、延長を実施するということとしているので、これをはるかに上回る効果があるものと考えている。

それから、質問の後半部分、これは、行政改革実施計画(案)の31ページの にあるが、いわゆる自動車税の賦課徴収方法等の見直しに関連するかと思われる。

自動車税の賦課徴収方法等の見直しについては、県民の方々にとっては、納付手続が簡略化されるという利点はあるが、その一方で、一時の納税負担が増加するという面もあり、今後、こうしたメリットとか、あるいはデメリットなども総合的に検討する必要があると考えている。

いずれにしても、自動車税の賦課徴収の方法の変更については、法律改正を要する事項であるので、それまでの間は、休日開庁や、あるいは納税窓口の開設時間の延長等を実施して参りたいと考えている。

今委員長

ありがとうございました。

それでは、次に本日欠席しているが、青木委員から質問が出されているので、県の方から願います。

行政経営推進室
阿部室長

青木委員からの御質問のうち、県税の関係と商工政策課の関係があるが、その前に、5年間連続して行うこととなっている事項は、毎年点検・見直しを行いながらも、とりあえず5年間は必ず実施するのか。そして5年後に結果を検討するのか、それとも、途中で実施を中止することもあるのでしょうか。その部分について私の方から御説明する。

先ほども御説明したが、今回、お示した実施計画(案)は、取組の実施事項と実施スケジュール等を定めたものであり、今後、毎年度の取組実績を踏まえて、計画の点検、見直しを行うものである。

その際には、委員の皆様からの御意見を伺って、点検、見直しを行うということにしている。

税務課
柿崎税務指導監

御質問のあった5年間連続して行うということで、「 」印に横に矢印をつけている、そういったものは、5年間やっていくのか、途中の見直しはないのかということだが、当然、これらについても毎年度の実績を点検し、その年度、5か年間の途中であっても、必要に応じて見直した方が良いだろう、若しくは、効果が達成されたものについては、その都度、この委員会での御議論等も踏まえて、見直しをするということも十分あり得るということである。

個別の事項については、関係課の方から説明させる。

自動車税の休日納税窓口の開設、それから延長の趣旨等については、先ほどお話申し上げた。

納税窓口の開設、延長等にかかる費用としては、電気代のほか、青森県税事務所関係では県庁北棟の駐車場警備業務委託費等の発生が見込まれるが、人件費については、休日出勤にあっては振替により、時間外勤務にあっては勤務時間の割振りによって、それぞれ対応することとしていることから、費用は発生しないものと考えており、経費全体としては、約40万円程度と見込まれるところである。

一方、効果については、平成16年11月7日、14日の各日曜日に、県税事務所の納税窓口を開設し、また、8日から12日までの5日間に納税窓口の時間延長を実施したところ、先ほど申し上げたとおり、来庁された方が146名、納付された額が約270万円と、そのほか納付約束等が約200万円あったことなどから、予定される6月と時期は違うが、これを参考にすれば、費用を大幅に上回る効果が期待できるものと考えている。

そのほか、質問の後半にある電子納税との関係だが、県税の電子納税が可能になった場合には、その時点で納税窓口の開設及び延長について改めて検討したいと考えている。

商工政策課
吉崎
企画調整報道監

コミュニティビジネス関係の資金について、融資先について情報公開をするのでしょうか、するとすれば、どのような情報公開をするのですかという質問。それから、返済額の滞納とか、返済不能となる可能性があると思うが、それに対する対応はどうでしょうかという御質問について。

コミュニティビジネス推進資金、コミュニティベンチャー創業資金は、県が定めた融資条件等に賛同する金融機関が、プロパー資金を直接事業者に融資する無担保の融資制度である。

融資先が、返済不能となり金融機関に損失が生じた場合に、財団法人21あおもり産業総合支援センターが、その損失額の一部を損失補償する制度である。県は、財団法人21あおもり産業総合支援センターが損失補償する財源を補助する仕組みになっている。

御質問のあった融資先を公開するのかということについては、先ほど御説明したとおり、金融機関がプロパー資金を直接事業者に融資するものであるので、県がその融資先を公表することは考えていない。

また、返済額の滞納や返済不能に対する対応についてだが、資金の融資対象者は、県が開催する認定委員会で、事業計画等が妥当であるとの認定を受けた事業者であるが、仮に、当該事業者が返済不能になった場合は、財団法人21あおもり産業総合支援センターが金融機関に生じた損失額の一部を損失補償し、残りの部分を金融機関の責任において処理するというになっている。

今委員長

ありがとうございました。

次に、本日欠席しておりますが、大黒委員から意見が出ています。

それは、職員の雇用方法、人事、給与制度に関する見直し内容について、まだ不満な点はあるが、基本的には県の取組方針は理解できるので、その方向で頑張ってもらいたいという意見でした。

この趣旨に沿って一層の取組をお願いしたいところです。

以上、事前提出の分、4名の委員の質問、御意見について県から説明したところだが、この説明も踏まえて、委員の皆様方から、再度確認したい点や御質問、御意見もあるかと思うので、御発言をいただきたい。

御意見、御質問、いずれでも。工藤委員、お願いします。

工藤委員

今回の実施計画を拝見し、非常に密度の濃い、何とかこれで県の行政が立ち直ってくれば良いなと思っている。

私の方からは、1点だけ述べさせていただきたい。

27ページの所に、公共工事コストの縮減の中で、コスト構造改革プログラムという部分だが、こちらに、数値目標として平成14年度と比較して15%という数値目標がある。本来であれば、コスト構造改革プログラムは、平成16年度から20年度の5か年間にわたって実施されるということなので、数値目標として比較する元のデータというのは、平成15年度ではないかと思うが、こちらの方が何故14年度になっているのかが分からない。

この同じページの下に、ファシリティマネジメントの導入の所では、平成15年度と比較しているし、36ページの方の普通建設事業費についても、平成15年度当初予算比ということで、15年度をもとに行っているが、なぜコスト構造改革プログラムだけが14年度と比較なのか。本来であれば15年度ではないか。

特別対策局
天童局長

お話しがあったように、平成15年度が基準になるということで、ファシリティマネジメントとかはそうやっている。

ただ、コスト構造の方は、事情があるようなので、県土整備部から答弁をお願いします。

監理課
西堀
企画調整報道監

コスト縮減の取組は、平成9年あたりから繰り返し成果を発表しながら進んできた。

今回、この3月にコスト構造改革プログラムを公表することになっているが、平成12年度に策定された県の公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画というものを先行して進めており、その中で、平成14年度をベースにした形で進んできているもの、その取組を充実させる形で、このプログラムを組んで、さらに進めるということである。

そういう経緯等があり、平成14年度が今回比較する場合の基準に置かれているという事情があると聞いている。

差し支えなければ、工藤委員に、改めて連絡させていただき御説明したいと思うのでよろしくをお願いします。

今委員長

ほかには。山本委員お願いします。

山本委員

実施計画案を見て、かなり緻密に計画をされているなという部分は分かるが、同時に県民サイドからして、非常に窮屈なものになっているということが窺えるのではないかと思う。

結論から申し上げますと、確かに今の財政状況では、何とかしなければ大変な状況になるということは理解する。理解するが、やはり、県民へのサービス低下にならないように、これもまた、矛盾するかも分からないが、県の経済の活性化を含めた、なおかつ、県民の様々なサービスが低下されないということは、きちんと担保されなければ、県民としては、では今まで何でこういう状態になるまで放っておいたのかと。放っておいたつもりはないんだろうが、そういうことが、意見として出てくると思う。

田中委員も御指摘されているが、この5年間のスパンの中で、折角こういうことを具体的にやるわけだから、同時に削減額が、効果額と言うか、全くアバウトでいいんだけども、何年度には何億とか、そういう数字を出していただかないと、どういう状況になっているのかということになると思う。できれば、年度ごとの効果額と言うか、削減額を出していただければ良いと思う。

非常に県民として矛盾を感じるが、例えば、職員給与の適正化だとか職員の減というのもあるが、とりわけ手当まで見直さなければならぬのかということ。非常に気の毒にも思うし、職員の労働意欲が低下しないのかどうか。これらも非常に心配になる。

それから、特に青森県の場合は、農林水産業が殆どであり、それに応じて、これまではそれぞれ県内に農林漁業関係の出先機関もあって、

特別対策局
天童局長

配置をしてきたと思うが、さっき言ったように、極端に第一次産業に従事をする方達、例えば育成者を育てるとか、そういう所に支障のないような、統合したとしても、まだ、ここの部分ではきちんと育成事業をできますよということなどもきちんとしていただかないと、やはり不安に思ってくる。

それから、23ページに事務処理の効率化という項目で、総務事務センターの設置があるが、IT時代に入って久しいわけで、ある程度先行きを見越した場合に、従前から考えるべきではなかったのかと。

財政がピンチになってからこういうことを考えるのではなくして、常に、いろんな効率化について考えていく必要があるのではないと思うので、これからもこのようなことがあった際には、その時点時点ではなく、先々を見越した段階で、思い切ったそういう施策が必要になるということではないかと思う。

なお、事務センターを設置することが悪いということではなくて、むしろ平成19年以前に前倒しをしてもやっていただければそれにこしたことはないと思う。

ただ、それに伴う財政も必要になってくると思うので、最低限度の財政で最高の効果が上がる施策をこれからも考えていただきたい。

最後に、16ページにあるが、私も常々感じているが、県の審議会、懇話会の関係で、非常に無駄といえば叱られるかも分からないが、やはり早期に整理すべきものは前倒ししてまでも整理すべきだと思う。

全く現状にそぐわない、社会情勢にそぐわないような審議会だとか、あるいは人数も含めて、そういうことがあると思うので、英断を振るっていただきたいと思う。以上です。

一部、個別のこともあるが、私から全体総括的な観点でお答えする。

まず、県民への行政サービスのレベルが低下しないように、維持確保が図られるようにということが第1点目あった。

この点については、行政改革大綱を決めるに際しても、この行政改革推進委員会における具体の御議論をいただいたことを踏まえて、例えば、行政改革大綱の5ページに、出先機関の統廃合に当たっては、行政サービスの維持確保を図りつつ住民の利便性に配慮しますと、それから、15ページに、行政サービス提供施設等の再編と運営体制の見直しに当たっても、他の施設の活用や事業の民間への委託などにより行政サービスの維持確保が図られるように取り組みます、ということで、ここをきちんと明示させていただいたわけである。

この表現自体は、ある意味で簡潔なわけであるが、この行政改革大綱の中にこういう形で明示したということは、極めて重いものだと私共も認識している。いろんな措置を講じていくフォローアップという観点から、いろんなことをきちんとやっていく必要があるということ

で考えている。

効果額については、先ほど阿部室長からお答えしたが、何分、平成17年度の当初予算の編成作業が終わったばかりであり、実施事項が全庁にまたがるもの、あるいは複数の部局にまたがるものとか、かなり複雑に絡み合っているようなものもあるので、そのへんについての把握、額の置換え把握ということについて今直ちにはできない状況にあるが、おいおいそういうことも把握していくということで考えているので、御理解をいただきたいと思う。

それから、地域経済、第一次産業のことにも関連して、地域経済の活性化、産業雇用というお話があったわけだが、私共は、この行財政改革というのは、青森県が財政再建団体に転落することを回避するために行財政基盤をきちんと確立していくんだという、その土台の所をきちんと対処するというのが、私共の行財政改革の守備範囲と言うか、目的である。生活創造推進プランという前向きなこと、わくわく10というプロジェクトに平成17年度の当初予算のいろんなことをシフトをさせて、セットしたというものもある。

地域経済の活性化とか、産業雇用に重点を置いたということで承っているわけなので、この方向は、そこがまさに目的であるという具合に思っているので、行革は単に削るためということが目的ではない。

ただ、山本委員がおっしゃったように、昨年4月から今まで、行政改革大綱を定め、今また行政改革実施計画(案)を定めるに当たって、置かれている財政状況は半端でない、中途半端ではないという、物凄い、青森県の歴史が始まって以来のひどさと言うか、大変さがあるわけである。

したがって、そこに我々の、ある種あせりもあるわけである。そういう中途半端でないのは、ピンチなわけだが、あるいはチャンスでもあると。思いきってやらざるを得ないと。

あっちの方を少しいじって、こっちの方をちょっと見直ししてということでは間に合わない。思いきってやるということからすれば、むしろある意味でプラスになるのではないかと思う。

しかし、あくまでもそれは手段であり、目的は青森県の再生・新生、特に若い人達に青森県の良い所を引き継ぐと言うか、そういうことを目指していくのが我々の年取った者の務めだと認識している。

4点目、総合事務センターの関係。山本委員の御指摘が最もだと思う。こういう良いものについて、もっと早くやるべきではないかと。そのとおりだと思うが、20世紀から21世紀という形で転換点にある、ひとつの象徴だと私共は思っている。

例えば、庶務事務。これまでは各課に庶務担当者がいる。それで、旅費はやる、お金を今は口座に振り込むが、現金を銀行から持ってきて手渡すとかであった。これについては、いろんな事務改善というこ

とで、この21世紀に入ったらそうはいかないということで、全国的にも、今、我々が取りかかるのは、全国でも早い方で、せいぜい10県弱ではないか。

そして、このことについては、今、山本委員が今後のことについてもおっしゃったわけだが、まさにその通りである。総務事務センターのやり方、取組方は、これだけには止まらないだろうと。これは将来の話になるが、いろんな形で応用できるのではないかと考えている。

ですから、この17年度から取り組む総務事務センターを行革の目玉中の目玉だと位置付けているが、これでもって大いに成果を上げて、また次に繋げていきたいと思っている。

5点目、16ページの附属機関等の適切な管理運営ということで、見直しすべき、あるいは必要でなくなったものについては、思いきってということのお話があった。

そこで申し上げれば、例えば16ページの中に文化観光審議会の廃止とある。これもおそらく20世紀の我々の普通の考え方からいけば、文化観光審議会の廃止をしようと思うかといえば、なかなかそうは思わないのではないか。いろいろな状況の変化とか、あるいは観光事業とか、いろんな施策の展開ということからすれば、この文化観光審議会ということではなく、別な展開をした方が妥当だろうという流れの中に、こういうものも廃止になっているということであるので、この先も、この流れはそういう形で続いていくだろうと思っている。

最後の手当の関係については、人事課長から願います。

人事課
大塚課長

手当の見直し、労働意欲が低下するのではないかというお話だが、今回、手当の見直しについては、まずは社会経済情勢の変化、先ほどもお話ししたが、その変化に伴って、手当の特殊性が薄らいできたもの、それから、手当間でアンバランスがある。高いものもあるし低いものもあり、そういうものを全体的に見直しするというので、全般的に調査をしてやったわけである。

これについては、全国的に、また他県とみてどうなんだということの観点でも、いろいろ見させていただき、その結果を職員労働組合に提示して、できるだけ職員の理解をいただきたいということで、何回も協議あるいは交渉を重ねて、全部とは言わないが、ある程度理解をいただいたということである。できるだけ職員の理解をいただくように、こちらとしても話し合いをしているということである。

今委員長

ありがとうございました。

今の山本委員にもあったが、そして天童局長からも説明があったが、効果額について、各委員、かなり関心を持っているのは当然のことだと思う。

おいおい把握するということだったが、これは、どの時点で把握できるかということだが、これから点検・見直しがあるが、その時には出てくると考えてよろしいか。

行政経営推進室
阿部室長

今現在、16年度の実績について取りまとめ作業を行っている。
今回、新しく御提言というか、追加、補充された事項等もある。
ですから、おそらく、今年度の実績を取りまとめる中で、今後17年度以降4年間の効果額についても、置換え作業が行えると考えられるが、実績をまとめるのが年度内一杯はどうしてもかかるので、それからということになると、やはり年度が明けてしまうかと思う。
ただ、もともとこれが概算額でお示ししており、概算額をまたもう一回置き換えるということで、正確な額ではないかもしれないが、ある程度の概算額は年度明けに出せるかと思っている。

今委員長

やはり、数字で出ればどれだけやったかというのが見えるので、それは是非お願いしたい。
それでは、加福委員お願いします。

加福委員

本行革の実実施計画ということで、これは止める、統合するという、非常に厳しい内容になっている。一方に、生活創造推進プランというものがある、いわばそちらを推進するためのスクラップアンドビルドということで理解をしている。
したがって、何故これまでやってこなかったのかということも当然あるわけだが、そういう意味では、外的な環境の変化もありで、今からスタートしようということで、これはこれでまた評価ができるのではないかと思っている。
今、お話が出たように、では、この評価をどうするか。実行していった場合の評価をどうするかという問題で、委員長から今お話があったように、数字的に表現ができれば一番ベストだということで、私もそう思うんですが、ただ、数字にあまりこだわると、例えば、高校1つ無くしたという場合も、当然、物件費と人件費があるんだろうと思うが、そこから先生がいなくなって、別の高校に行った、その人件費をどう評価するのかという問題もございますから、あまり精密にやりすぎますと、ちょっとおかしな具合になるのかなと。
それらも包含した客観的な評価基準というか、それを考えるべきだと。数字がベストだと思うが、逆に数字のまやかしと言うか、そういうことも懸念されるので、そういう意味では、客観的な評価基準をどうするかということをお考えいただければありがたいと思う。
その結果を公表、公開していただき、次年度の施策に生かしていただいて、それをローリングすることによって、県庁にそういった風土

特別対策局
天童局長

というか、そういうものが定着していくということが望ましいことだろうと考えている。

そこで、ちょっと視点が変わるが、新聞紙上で拝見すると、今おやりになっている特別対策局が廃止されて、総務部の方で引き継ぎをされるということを伺っているわけだが、これから実施をしていく段階では、抵抗勢力と言ってはなんですが、いろんな抵抗が予想されるということだろうと思う。

そういった時に、推進力と言うか、それをどうされるのかという不安がある。先ほど、何を担保に実行するのか、みたいな話もあった。なかなかそれは難しい話だと思うが、この推進力というのもおかしいが、そういう組織だとか、あるいは精神だとか、そういうものをどこに頼ってこれをどうしても進めるといふふうになるのか。そのへんがちょっと不安といえば不安のような気がしている。

まず、見込額、数値の関係だが、おっしゃるとおり、この見込額的なものについての出し方というのは、いろいろあると思う。あまり、数値、そういうものにこだわり過ぎて、綿密にやり過ぎることによって、そういうことに精力を使い過ぎることによって、本来の方がおろそかになるという、これは考えものでございますので、そのへんについては、今、加福委員がおっしゃったようなことも踏まえながら対処していきたいと思っている。

2番目のことで、これは一般論だが、行政には当然継続性があるので、この行政改革に取り組む部署と言うか、組織的なものも含めてということについても、当然、行政の継続性というものがある。

そこで、私共はこれまで昨年の4月から行政改革大綱の改定、行政改革実施計画（案）の策定ということで、県庁という組織の中、あるいは外、あるいは各団体、あるいは各市町村といろんな形での情報を共有化することなどもやってきている。

その過程で、いろいろと言われなき事も言われてきたこともあるわけである。私共としては、先ほど申し上げたように、青森県はこのままでいけば立ち行かないんだということを申し上げたわけであるし、また、一部、首長さんの中においては、財政再建団体に転落しても良いじゃないかとおっしゃった人がいたわけではありますが、私はそういうことについては、真っ向から反論した。それは許せないという思いが強かったわけである。そういう方々というのは、一人や二人ではなかった。

そういう形でいろいろやってきている中において、お陰様で、段々と内外ともいろんな形で御理解を得つつあるなという認識をもっている。であるから、更に先ほど言ったような、サービスの維持確保を図るといふことのために、フォローをきちんとやっていく必要があると

思っている。

そして、私共が不安に思うのは何かというと、三村知事が言っているわけだが、若い人達に負の遺産を残さないということに尽きると。私共も全く同じ気持ちであり、このままでは立ち行かないわけだが、立ち行くようにした形にした上で、若い人達に希望が持てるようにと。

先ほど申し上げた、生活創造推進プランというものがあるし、わくわく10というものもあるわけであり、前向きに青森県の未来は明るいという形の基礎、基盤となる行財政基盤をきちんとやっていくということに軸足を置きさえすれば、この先、来年度以降においても、きちんと対処できるということを私共は確信をしている。

今委員長

佐野委員、お願いします。

佐野委員

第一次産業に携わりながら、今回この大事な、県の行革でいろいろ勉強させていただいた。

県の方も大変だし、また各市町村の方も大変である。

今までいろんな事柄を、親方日の丸的に頼ってきたと言うか、第一次産業の従事者は、ある意味では、自立ということもずっと以前から言われてきたが、普及センターがある、ここがある、あそこがあるというような形できた。

自立をしなければならないというようなことで、農協もあてにならないし、何もあてにならないということで、今、いろんな統廃合、見直し等々、痛み分けしながら、それでもやはり第一次産業で生活していく。

もう一つ言いたいのは、生活創造推進プラン、わくわく10が打ち出されている。

今、Uターン、Iターンの人達が、私の所に、1.5次産業的な農業の仕組みがあるということで、勉強に来る。

これから益々、生活創造推進プランが定着して、青森県は住み良い所だとなってきた時に、Uターン、Iターンの人達、また、東南アジア等々、定年になったら向こうで生活するというのが、非常にブームのように言われていたが、私もベトナム、タイ等々にいろんな農業関係の形で出向いて5、6年になるが、そうした時に、向こうで暮らすよりも、青森県みたいに生活創造推進プランが定着して、住み良い町であれば来たいという都会の人達がこれから増えてくるんだろうと。

そういった時に、今の第一次産業に対するいろんな指導機関というものは、数は減っても、前にも申し上げたとおり、中身の濃い指導員の人達が常にいて欲しい。これだけは緩めて欲しくないということ。

私共、第一次産業、林業、漁業、農業を問わずに、痛み分けをしながらもやはり青森県民としてここで生活をしていきたいというのは、

特別対策局
天童局長

皆、県民の願いだと思う。

生活創造推進プラン、それは青森県が、県民が命をかけて、わくわく10の実施をしていかなければならないことだと思っているので、くどいようだが、普及センター等々、農業指導、漁業指導、生活指導の指導の中身は程度を下げないでやっていただきたいという思いで一杯である。

私共も、いろんなフォローをする役目で、県職員と一緒にあって、新規就農者、Iターン就農者に対しては頑張る。

官民あげてこの行政改革が成功することを祈っている。

個別のことについては、後ほど農林水産部の方から答えさせていただくが、折角の御意見であるので、全体的に申し上げたい。

私共は今、行財政改革ということで、いろんなことを進めるに当たって、関係各方面にいろんな御迷惑をお掛けしていると、率直に言ってそういうことだと思っている。

その中で、やはり、私共青森県全体が元気を出していかなければ、元気を回復していかなければだめだということだと思う。その際に、青森県の農家のお母さん方と言うか、このパワーと言うか、これに学ぶべきではないかと思うわけである。

男、女といえ、これまた問題があるかもしれないが、私共は、あまり元気がないと言われる中で、農家のお母さん方、一例をあげれば、そのパワーは物凄いものがあると、それは県南でも津軽でもそうだろうと思う。

例えば、県南の達者村でも、現に横浜の方から人が来るだろうし、それから凄いと思うのは、田子町でもそうだと承っているが、修学旅行などで、いろんなことを実際体験しており、今度社会に出た時にまた来るといようなことが現にある。そういう人達が、例えば2千人とか3千人ということもあり得るだろうと考えれば、青森県が元気を出すヒントはそこにもあるだろうと思う。

自主自立ということからすれば、いろんな農業サイドの指導というのは必要にしても、根っ子の所のお母さん方の元気というのが、まさにあるが故にそこが一番大事だろうと思う。

農林水産政策課
鳴海
企画調整報道監

御要望というふうを受け止めた。佐野委員には、いろいろ普段から御提案いただいており、ありがとうございます。

今おっしゃったのは、特に普及事業の職員の能力の維持ということだと思う。普及センターは統合するが、今度から普及員は普及指導員という名称になる。前回もお話したが、これになるには、今までは大学を終わればなれたが、今度は大学院を終わっても、さらに2年間の実務を経験してからでないと、この普及員の資格を取れなくなった。

そういう面では、かなりレベルが高まるのではないかと考えている。指導員のレベルを維持するのではなく、レベルアップさせて、農業者、現場の皆様を支援していきたいと思っている。

当然、県南だけではなく、津軽の方もUターンとかIターンとかで、若干定着している人もいる。青森県全域を魅力ある農林水産業県にしたいという観点で攻めの農林水産業をやっており、現場指導については、農林水産事務所の行政部門と連携してやっていくので、その点は御安心いただきたいと思う。

今委員長

他にご意見は。田中委員、お願いします。

田中委員

市町村合併ということで、今、県内あちこちで、うまくいっている所、うまくいかない所、たくさんある。

2005年度の予算案をみると、12億5,410万円という予算をとっているが、これは市町村合併の動向によって、職員とか、施設、そういう動向はかなり変わっていくのではないかなと思うが、そのへんはどうなのか。

2つ目は、法定外税を創設するというのがある。これは、京都議定書を採択し、環境問題が非常にやかましくなってきたわけで、国としても、環境税のようなものをつくるのではないかなという動きがあるわけだが、そうだとすると、環境税らしきものがだぶってくるということにもなる。そのへんは、検討すると思うが、そういった国の動向も考えて、検討していただきたいというのが2つ目である。

意見だが、実施計画(案)を見ると、県外の出先機関の見直しというのの一つも出てきていない。IT社会、県がユビキタス社会ということをしきりに言っているわけですが、県外の出先機関の見直しはどうなのか。

次に、諸手当の見直しについて、これは、教職員の場合も可能ではないかなと思う。

いろんな法律と絡むので、簡単にはいかないが、例えば、産業教育振興手当、部活動に対する特殊勤務手当、こういうものは検討する必要があるのではないだろうか。

よく見ると、職員の会議が非常に多過ぎる所があったりする。それから、出張の回数、普通科、商業科とかいろいろある中で、科によっては物凄いということがある。そういうことなど全体を検討する必要はないだろうかというのが意見の二つ目である。

三つ目は、今回の県の予算案を見ると、確かにいろんなアイデアがあって非常に苦心していることはよく分かるし、生活創造推進プラン、これに一步でも近づけるべくやっていることは分かる。

雇用を創出したいというようなこと、環境産業、ユビキタス化を進

めるといったようなこと。下北の克雪ドームと美術館はおそらく今年度で完成でしょうから、そこで公共事業が大幅に減るということはあるが、雇用促進、それから環境産業、ユビキタス化。そういう芽をこれからも大切にしていっていただきたい。

そして、生活創造推進プランの実現。私自身、生活創造推進プランは非常に観念的で、何か絵に描いた何かだなという感じがある。それは、具体化していないからだろうが。具体化していくように、そしてその芽は、この予算案などにも出てきているように思う。それを強く押し進めていっていただきたいというのが意見の三つ目である。

行政経営推進室
阿部室長

まず、市町村合併の関係で、いろんな影響があるのではないかと。

今日、御説明した行政改革実施計画（案）の中でも、実際、市町村合併でいろいろ影響があるということで、例えば9ページだが、中長期的視点に立った出先機関の再編の検討の中で、健康福祉こどもセンターについては、市町村合併や事務権限の移譲等の状況を踏まえ、今後再編を検討すると。

具体的に言うと、市町村合併によって、従来、町村だった所が市になると福祉事務所の設置が義務付けられる。そうすれば、県が今まで行ってきた福祉事務の関係が、市町村に権限が全部下りてしまう。そうすると、そこの事務所がなくなる。

現に、今回、つがる市ができ、つがる市には福祉事務所ができた。その関係で、西北の福祉事務所が、その部分が仕事なくなるということで、職員がほかの方に回るといったようなことが十分考えられる。

今の一例は福祉事務所のことを言ったわけだが、それはほかの部門でも同様であり、農林水産事務所、県土整備事務所についても市町村合併や市町村への権限移譲の状況等を今後踏まえながら、再編を検討していくということで、県のやっている仕事、そういったものには影響を与えるということである。

法定外税の関係は、税務課から願います。

税務課
柿崎税務指導監

国の税と本県の税ということの比較だが、いわゆる国においては、炭素税ということで、これは環境保全の観点から、化石燃料の抑制ということに向けての経済的手法について検討しているということをしている。

一方、本県においては、これも改革の案にあるが、森・川・海、自然環境保全の施策と、これに充てるために、こういった手法が良いのかということを検討しているものである。現時点では、両者がだぶるというふうなことは考えていない。

人事課

県外事務所も、これまでも何回を見直しをして、現在、東京事務所

大塚課長

その他、北海道、福岡、大阪、名古屋、この4つ国内にあるが、これは、北東北3県で同じ事務所で、今まで別々にあったものを同じ事務所で、それは効率化にもなるし、北東北の物産の販売とか、3県が一緒にやった方がいろいろ効率、効果的ではないかということで今やっている。

そういう面で、決して見直しをしないというわけではなく、日々、そういう見直しをやっているので、御理解をいただきたい。

教育政策課
新岡
企画調整報道監

教職員の諸手当の見直しについて御意見があった。

国立大学法人等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成16年4月1日から施行されて、各地方公共団体が地域ごとの実態を踏まえて、教員の職務と責任の特殊性に基づき、給料、諸手当の額を主体的に定めることができるようになった。

この見直しの結果、教員に係る諸手当については、同法施行前と同様の給与及び支給水準として、条例等で規定しているが、今後においても、必要に応じて見直しをしていくことにしている。

また、特殊勤務手当については、平成12年4月に見直しを実施し、以後、随時必要な見直しを行ってきたところであるが、今後も引き続き、業務の特殊性の点検等を行い、必要な見直しを適宜進めることにしている。

特別対策局
天童局長

最後の生活創造推進プランの関係、私共の行財政改革の目的の部分である。これについては、先ほども、いかに大事なものであるかということを示した。

田中委員が例示をあげたユビキタスとか、環境産業とかがあるわけだが、これらの事業は、その時の予算の必ずしも多寡というものではなく、将来的に大きく花を開くこともらみながら展開されていくことも多いにあるということである。

いずれにしても、そういう前向きなことをらみながら、私共としても、行財政改革の方の側面からも頑張っていきたいと思っているので、御理解を賜りたいと思う。

今委員長

ありがとうございました。

おおよそ、各委員から意見をいただいた。

これまでの意見を総合すると、大変、全面的に緻密な計画であるという意見の方、それから、多少いろいろ窮屈な面もあるのではなかろうかという意見。本日、欠席していらっしゃる方の意見等もお伺いしているが、基本的には、青森県行政改革実施計画、平成16年度から平成20年度までの案を了承ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

それではそのようにします。

最後に、今後の点検・見直しということについての説明も含めてお願いする。

行政経営推進室
阿部室長

先ほども資料1で御説明したが、私共、これから毎年度、その年度の行政改革の取組について、実績を取りまとめたいと思っている。

16年度分については、今後、取りまとめを行い、その状況を踏まえて、点検・見直しを行っていきたいと考えている。

したがって、今後の点検・見直しについては、16年度の実績を取りまとめた後、年度明けになると思うが、もう一度委員会を開いて、点検を行っていきたいと考えているので、その際には委員の御協力よろしくお願ひしたい。

今委員長

ただ今の説明、今後のスケジュール等について何か御質問ありませんか。

来年度、早目の時期ということでしょうか。

行政経営推進室
阿部室長

具体的な日程はまだですが、来年度、4月は無理かも知れませんが、できるだけ早い時期に開きたいと思っている。

今委員長

分かりました。それでは、本日の会議はこれまでにしたい。

特別対策局
天童局長

長時間にわたる御審議、お疲れ様でございました。

行政改革実施計画（案）について、御了承を賜わり誠にありがとうございます。

この行政改革実施計画（案）については、この先の2月定例県議会における御議論等も踏まえて、3月下旬に決定した暁には、全職員参画のもとに全庁体制で取り組んで参る。

委員の皆様方におかれましては、来年度以降も行政改革実施計画の進行管理に当たり、引き続き御意見をいただきたいので、今後とも、何卒御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。